

住宅建設資金・教育資金を 勤労者に融資します

市内に居住または居住しようとする勤労者に対して、市では住宅建設資金と教育資金の融資を行っています。

【住宅建設資金】

■資金の使途

新築、増築、分譲・中古住宅の購入（床面積が280平方メートル以下）、土地の購入

■融資限度額

2000万円

■融資の対象者

○市税を完納し、年収が100万円未満の方

○同居家族または同居予定家族がある方

○市税を完納し、返済能力のある保証人がある方、または保証機関の保証が受けられる方

【教育資金】

■資金の使途

高校卒業後、就学年数が2年以上の学校における教育に必要な資金

■融資限度額

200万円

■融資の対象者

○市税を完納し、年収が200万円以上1000万円未満の方

○20歳以上60歳以下で、同一

の事業所に1年以上勤務している方

○市税を完納し、返済能力のある保証人がある方、または保証機関の保証が受けられる方

【申込先】

四国労働金庫西条支店

TEL0897-5612864

※金利は金融情勢で変動しますので、申し込みの際にお問い合わせください。

11月から国税に関する電話相談センターを開設します

国税に関する一般的なご相談にお答えする「電話相談センター」を、11月1日(木)に開設します。

税務署の代表電話番号にかきただくと自動音声がかかれますので、音声の案内に従って、相談を希望する方は電話相談センターを、税務署にご用の方は税務署を選択してください。

電話相談センターは、おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます。

電話相談センターでは電話による相談のみを受け付けます。面接相談を希望される方は、最寄りの税務署をご利用ください。

は、最寄りの税務署をご利用ください。

■問合せ

伊予西条税務署

TEL0897-5613290

■公証週間

10月1日～7日

公証役場では、不動産の売買・賃貸、金銭の貸借、損害賠償や慰謝料の支払いなど、各種の契約書（公正証書）を作成しています。公正証書には判決書と同様に、差押えや取立ての効力があります。遺言書も公証役場で作成し

ておくと、家庭裁判所の検認という手続を受けることなく効力が認められます。また、会社設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務も行っています。

法律行為の確実を期するためには、公正証書の作成や、認証を受けることをお勧めします。

公証役場では公正証書についての法律相談を行っていますので、ご相談ください。

■問合せ

○新居浜公証役場

TEL0897-3513110

○今治公証役場

TEL0898-2312778

消火器の訪問点検による トラブルにご用心！

最近、県内の事業所を訪問し、消火薬剤の詰め替えやボンベの取り替えなどで法外な代金を請求する悪質消防設備点検業者が横行しています。

彼らの標的は、工場・作業所・事務所ビル・スーパー・小売店・学校・病院・マンションなど、あらゆる事業所です。しかも、消火器の点検に詳しくない従業員を狙って契約させ、高額な請求、料金返却の拒否、支払の強要などが続出しています。

不審な点がある場合は、消防本部予防課（TEL0897-56-0251）へご連絡ください。

**消防本部・消防署では
消火器の販売や点検は
行っていません！**



★こんな手口にご注意！

- ① 前日もしくは当日に、契約業者を装って電話をかけてくる。
- ② 訪問した時も、契約業者のように振る舞う。
- ③ 内容を説明せず、早急に契約書への署名・押印を求め。
- ④ 点検を承諾させると素早く作業に着手し、既成事実を作ろうとする。

★トラブルの未然防止のポイント

- ① 担当者以外は、契約書に署名・押印をしない。
- ② 契約の前に必ず記載内容をよく確認し、見積書の請求をする。
- ③ 社員証・消防設備士の免状などの提示を求め、身元を確認する。その際、氏名、住所、連絡先を確認し、コピーまたはメモなどで残しておく。
- ④ 契約業者がある場合は、契約業者に連絡して確認する。
- ⑤ 従業員などに消火器（消防用設備等）の点検実施日を周知しておく。